

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第236号

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市衛生公害研究所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び係」及び「管理係
相談係」を削る。

第2条第1項中「研究担当課長 若干人」及び「係 長 2 人
主席研究員 若干人」を

削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「研究担当課長補佐」を削り、
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、管理課に管理係長及び相談係長を置く。

第3条第3項中「及び係長」を削り、同条第4項中「研究担当課長、」及び「研究
担当課長補佐」を削り、「主席研究員」を「係長」に改める。

第4条第1項中「研究担当課長」を削り、同条第3項中「研究担当課長又は」、
「研究担当課長補佐」及び「主席研究員」を削る。

第6条中「及び係」、「研究担当課長、」及び「研究担当課長補佐」を削り、「主席
研究員」を「係長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)